

5. 衛生措置の基準

(1) 換気

換気口、窓その他の開口部は、努めて開放し、常に新鮮な外気の供給を行うこと。

(2) 採光及び照明

施設内は、適度な採光又は照度を有するものであること。

(3) 清潔

ア 客室、浴室、便所その他施設の内外は、定期的に掃除すること。

イ ねずみ、衛生害虫等の発生防止及び駆除に努めること。

ウ 感染症患者又はその疑いのある患者を宿泊させたときは、患者の使用した客室その他の場所及び物品は、適当な消毒を施した後でなければこれを使用しないこと。

(4) 寝具類

ア 寝具は、適切に洗濯及び管理を行うこと。

イ 寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者1人ごとに、洗濯したものと取り替えること。

(5) 浴室及び脱衣室

ア 浴室及び脱衣室は、換気及び採光をよくすること。

イ 脱衣棚及び脱衣かごは、適宜消毒を施すこと。

ウ 原湯（浴槽に注入する温水をいい、再利用をしたものを除く。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽に注入する水をいい、再利用をしたものを除く。以下同じ。）、上がり用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽内の浴槽水（浴槽に貯めて使用する湯水をいい、浴槽に注入されていない原湯及び原水を除く。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

エ 浴槽に注入し、又は洗い場の湯栓若しくはシャワーに送る湯を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）は、内部の湯全体の温度を、通常の使用状態において摂氏 60 度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏 55 度以上に保つこと。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

オ 貯湯槽は、定期的に生物膜の状況を監視し、生物膜を除去するために清掃及び消毒を行うとともに、設備の破損等の確認、温度計の性能の確認を行うこと。

カ 浴槽内の浴槽水（入浴者ごとに完全に換水する浴槽水を除く。）は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯及び原水を供給することにより溢（い）水（すい）させ、清浄に保つこと。

キ 浴槽内の浴槽水は、毎日、完全に換水すること。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合であって、かつ、この条例に定める基準に適合する方法により浴槽水を浴槽とろ過器（浴槽水の再利用をするため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）との間で循環させて再利用をする場合には、1週間に1回以上を完全に換水すること。

ク 浴槽水を浴槽とろ過器との間で循環させて再利用をする場合には、次の衛生措置の基準によること。

（ア）ろ過器は、1週間に1回以上、十分に逆洗浄して汚れを排出すること。

（イ）浴槽は、1週間に1回以上、清掃すること。

ケ 循環配管（浴槽水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）は、1週間に1回以上、生物膜を除去するために消毒を行うこと。

コ 水位計の配管は、1週間に1回以上、生物膜を除去するために消毒を行うこと。

サ シャワーは、次の衛生措置の基準によること。

（ア）1週間に1回以上、内部の湯水を換水すること。

（イ）6月に1回以上、内部を点検し、必要に応じて洗浄及び消毒を行うこと。

（ウ）1年に1回以上、洗浄及び消毒を行うこと。

シ 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロラミンを使用し、次の衛生措置の基準によること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤及び結合塩素のモノクロラミンが使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高く当該衛生措置の基準を適用することが適当でない場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が認めたものについては、この限りでない。

（ア）塩素系薬剤を使用する場合には、浴槽水に含まれる遊離残留塩素の濃度を頻繁に測定して、1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、1リットル中0.4ミリグラム程度に保つこと。

（イ）結合塩素のモノクロラミンを使用する場合には、浴槽水に含まれる結合残留塩素の濃度を頻繁に測定して、1リットル中3.0ミリグラム程度に保つこと。

（ウ）（ア）及び（イ）の測定結果は、測定の日から3年間保存すること。

ス 浴槽とろ過器との間を循環している浴槽水を、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロアミンを使用して消毒を行う場合には、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロアミンは、ろ過器の直前に投入すること。

セ 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。

ソ 集毛器（浴槽水の再利用をするため、浴槽水に混入した毛髪その他の異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。）は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

タ 調節箱（洗い場の湯栓やシャワーに送る上がり用湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）は、定期的に生物膜の状況を監視し、生物膜を除去するために清掃及び消毒を行うこと。

チ 水質検査は、浴槽内の浴槽水を毎日完全に換水している場合にあっては1年に1回以上、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロアミンを使用して消毒を行っている連日使用型循環浴槽水（24時間以上完全に換水しないで循環ろ過している浴槽水をいう。以下同じ。）を使用している場合にあっては1年に2回以上、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロアミンを使用しないで消毒を行っている連日使用型循環浴槽水を使用している場合にあっては1年に4回以上行い、その結果は、検査の日から3年間保管すること。

ツ チに規定する水質検査の結果、水質がウで規定する基準に適合しない場合には、その旨を知事に届け出ること。

テ 浴槽の縁からあふれた湯水を浴用に供しないこと。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難い場合であって、かつ、この条例に定める基準に適合する方法により浴槽の縁からあふれた湯水を浴槽とろ過器との間で循環させて再利用をする場合には、浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽（以下「回収槽」という。）へ湯水を送るための配管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロアミンで消毒を行い、浴槽の縁からあふれた湯水を浴用に供すること。

ト 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合には、次の衛生措置の基準によること。

（ア）定期的に清掃及び消毒を行うこと。

（イ）連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

（ウ）気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

ナ 打たせ湯並びに上がり用水及び上がり用湯には、再利用をした浴槽水を使用しないこと。

ニ 連日使用型循環浴槽水は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させて浴槽とろ過器との間を循環させることにより、清浄に保つこと。

ヌ 入浴者の見やすい場所に、入浴者が遵守しなければならない事項を掲示する等、入浴者に公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないように注意を呼びかけること。

ネ 浴槽水を河川及び湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行うこと。

(6) 洗面所

ア 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。

イ 洗面容器は、常に清潔に保ち、洗面具は、消毒したものを提供すること。

(7) 便所

ア 便所は、防臭剤を使用する等臭気の除去に努めること。

イ 手洗い用として消毒液、石けん等を常備すること。

(8) 日常の管理

衛生管理のための自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者に衛生管理について周知徹底させるとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に関する責任者を定めること。